

規制の事前評価書（要旨）

| | | |
|----------------|---|---|
| 法律又は政令の名称 | 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案（仮称） | |
| 規制の名称 | 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化のための措置の創設 | |
| 規制の区分 | 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 | |
| 担当部局 | 環境省環境再生・資源循環局総務課制度企画室 | |
| 評価実施時期 | 令和6年2月 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>脱炭素社会の実現に向けて、資源循環をこれまで以上に促進していくためには、静脈産業（廃棄物処分業）全体における再資源化を促進しつつ、温室効果ガスの削減効果の高い資源循環を促進するための再資源化事業に係る実施方法の改良並びに技術及び設備の向上（以下「再資源化事業等の高度化」という。）を支援していく必要がある。</p> <p>① 廃棄物処分業者が取り組むべき措置に関する判断の基準に照らして、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者であって、再資源化の実施の状況が著しく不十分な業者に対する、環境大臣の勧告及び命令</p> <p>資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、環境省令で、廃棄物処分業者が再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施を促進するために取り組むべき措置に関し、判断の基準となる事項を定めることとしている。産業廃棄物処分業者であって、その処分した産業廃棄物の数量が政令で定める要件に該当するもの（以下「特定産業廃棄物処分業者」という。）について、毎年度、自らの事業活動において処分した産業廃棄物の種類ごとに、処分方法ごとの年度の処分量及び当該処分量のうち再資源化した産業廃棄物の数量を報告させることとし、当該報告の内容を集計し、公表するとともに、この判断の基準に照らして再資源化の実施の状況が著しく不十分な場合、環境大臣は、特定産業廃棄物処分業者に対して、再資源化の実施に関し必要な措置を執るべき旨の勧告やその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとする。</p> <p>② 環境大臣の計画認定による廃棄物処理法の特例</p> <p>高度再資源化事業計画等を環境大臣が認定することで、当該計画に基づいて行われる再資源化に必要な廃棄物の収集、運搬及び処分について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく業の許可等を不要とする。</p> | |
| 想定される代替案 | 判断基準の対象となる事業者のうち、一定要件を満たす全ての事業者に、判断基準を踏まえた排出の抑制及び再資源化等の取組の状況を定期的に環境大臣に報告する義務を課し、必要に応じて環境大臣が勧告、命令をすることができることとする。 | |
| 直接的な費用の把握 | 要素 | 代替案の場合 |
| 遵守費用 | ① 再資源化した産業廃棄物の数量については、廃棄物処理法に基づき帳簿に記載させている事項のうち、通例として①処分方法ごとの処分量から②処分後の産業廃棄物の持ち出し量を差し引くことで算出可能 | 左記の費用に加えて、一定要件を満たす全ての事業者に対して、定期報告義務を課すことにより、対象事業者における取組状況の定期報告様式への記載、社内決裁及び提出等に係る事務費用並びに人件費等が発生 |

| | | |
|-------------------|---|---|
| | <p>であるため、報告に係る追加的費用は少ない。</p> <p>② 本計画認定は、一律に取得しなければならないものではなく環境大臣の計画認定により手続きが一元化するため、遵守費用は発生しない。</p> | <p>することが想定される。</p> |
| 行政費用 | <p>上記①については、これまでも廃棄物処理法に基づき年度の処分量等を報告しているため、通常の業務内で対応可能であり、取りまとめ等に係る追加的費用は少ない。</p> <p>上記②については、高度再資源化事業計画等を環境大臣が認定した場合、自治体で行われていた廃棄物処分業の許可等の手続等が不要となるため、行政費用は増減しない。</p> | <p>定期報告されたものの取りまとめ、対象事業者からの問合せ及び未提出者への催促等に要する費用が想定される。</p> |
| 直接的な効果（便益）の把握 | <p>廃棄物の排出量の削減及び再資源化等が促進されることで、廃棄物の処理に係る社会的費用が削減されるほか、環境保全への寄与、廃棄物処理業の発展による経済成長・雇用創出への寄与等の効果が見込まれる。</p> | <p>対象事業者による取組状況を比較的正確に把握することができる。また、国に定期的に報告する義務が課されることにより対象事業者による取組の実効性が担保される。</p> |
| 副次的な影響及び波及的な影響の把握 | <p>天然資源利用量が削減されることによる地球温暖化の防止への寄与、生物多様性の保全や資源循環関連産業の発展による経済成長・雇用創出への寄与等が想定される。</p> | <p>（同左）</p> |
| 費用と効果（便益）の関係 | <p>本規制の導入によって生ずる費用は軽微である一方、効果（便益）を金銭価値化することは困難である。ただし、「2050年カーボンニュートラル」の達成に向け、再資源化事業等の高度化を促進するための措置として再資源化の実施の状況を把握・公表・指導を可能とする本規制の導入は必須であり、費用は正当化されるものと考えられる。</p> | |
| その他の関連事項 | <p>本規制案については、中央環境審議会循環型社会部会静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会における計6回の審議を経て、取りまとめられた「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について」の内容を踏まえて立案している。</p> | |
| 事後評価の実施時期等 | <p>本規制案については、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案（仮称）附則第3条において、施行後5年を経過した場合において、施行状況を検討し、及びその結果に基づき必要な措置を講ずる旨が規定されているため、同年までに事後評価を実施する。</p> | |
| 備考 | <p>—</p> | |